神奈川県行政書士会 (講義資料)

弁護士 片岡 武

改正相続法と家庭裁判所の実務(第2回)

~ 遺産分割に関する法改正 ~

_			
:	第1	実務上の留意点	第7 預貯金の仮分割仮処分
	第2	改正の概要	第8 一部分割
:	第3	配偶者居住権	第9 財産処分(使途不明金)
:	第4	配偶者短期居住権	第10 特別寄与料
	第5	持戻し免除の推定	第11 遺産分割方法の検討
	第6	預貯金の払戻し	

第1 実務上の留意点(相談に当たっての基礎・応用知識)

(税務・実務において過去問題となった例)

- 1 換価分割における相続税の課税
- 2 換価分割
- 3 再度の遺産分割
- 4 遺言書と異なる遺産分割
- 5 相続税の支払い
- 6 申告期限内に遺産分割ができない場合における配偶者の税額軽減
- 7 期限後申告書の提出と延滞税
- 8 相続税の連帯納付義務
- 9 事業承継における課税

10 法人への遺贈

(改正法に伴う税務)

- 1 配偶者居住権を放棄した場合における配偶者居住権の残存期間分の価値につい ての課税
- 2 特別寄与料を取得した場合の課税

第2 改正の概要

1 配偶者の保護

配偶者の相続分の見直しからの議論

- (1) 第1案
- (2) 修正案
- (3) 見直し自体に反対する意見
- (4) 配偶者保護の視点に基づく方策

- ① 配偶者居住権(民1028条)
- ② 配偶者短期居住権(民1037条)
- ③ 居住用不動産の譲渡における持戻し免除の推定(民903条4項)

2 預貯金債権の扱い

- (1) 遺産分割における対象財産性
- (2) 払戻し(民909条の2))
- (3) 仮分割(家事法200条)
- (4) 一部分割

3 遺産の範囲(使途不明金)

- (1) 相続開始前
- (2) 相続開始後(民906条の2)
- 4 特別寄与料

第3 配偶者居住権(配偶者の居住権を長期的に保護する制度)

(配偶者居住権)

民法第1028条 被相続人の配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その居住していた建物(居住建物)の全部について無償で使用及び収益をする権利(配偶者居住権)を取得する。ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合にあっては、この限りでない。

- 一 遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき。
- 二 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。
- 2, 3 (略)

1 視点

- (1) 制度導入の契機
- (2) 制度創設の趣旨
- (3) 審議過程
- (4) 複雑性
- (5) 制度の概要
- (6) 成立要件

ア 配偶者が、相続開始の時に、遺産である建物(建物持分を含む。以下同 じ。)に居住していたこと

【設問】

配偶者が病気や体調不良等を理由として一時的に入院,施設入所又は親戚宅において 同居をしている場合でも,当該建物に「居住していた」と認められるのか。

イ 当該建物が、被相続人の単独所有あるいは配偶者と2人の共有にかかる ものであること

ウ 当該建物について,配偶者に配偶者居住権を取得させる旨の遺産分割, 遺贈又は死因贈与がされたこと

(7) 特定財産承継遺言による配偶者居住権の取得

ア問題点

イ 結論

2 効力

- (1) 法的性質
- (2) 居住建物の使用及び収益
- (3) 用法遵守義務
- (4) 譲渡禁止

【設例】

被相続人Aの相続人は、妻Wと子B・Cである。被相続人Aが死亡したが、WはAが所有していた建物に居住を続けている。W・B・Cは、遺産分割協議の中で、Wが建物について終身の配偶者居住権を、Bが建物の所有権を取得する方向で話をまとめたいと考えている。しかし、Wは、この先、体調を崩すなどの事情で介護施設に入所するなどして転居する事態があることも想定している。

そこで、Wは、Bに配偶者居住権の買い取りを求めたい。Wには買取請求権があるか 否か。Wの意向を取り入れるための方策はあるか。

- (5) 居住建物の転貸
- (6) 居住建物の増改築
- (7) 建物の修繕
- (8) 費用負担
- 3 効力
 - (1) 配偶者居住権の登記
 - (2) 居住建物の敷地の譲受人の関係
- 4 存続期間
- 5 配偶者の死亡による配偶者居住権の消滅
- 6 配偶者居住権の評価手法

配偶者居住権の評価手法については、還元方法と簡易な評価方法が考えられる。

(1) 環元方法

配偶者居住権の価格=(正常賃料相当額-必要費)×年金現価率(期間・利率)

(2) 簡易な評価方法(資料2・配偶者居住権リーフレット)

簡易な評価方法は、居住建物及びその敷地の価額から配偶者居住権の負担付の各所有権の価額を引いた額とする方法である。

【計算式】

配偶者居住権の価額

=建物敷地の現在価額-配偶者居住権付所有権の価額

※配偶者居住権付所有権=負担付建物所有権+負担付土地所有権等)

【最新情報 相続税法(昭和25年法律第73号)の改正】

所得税法等の一部を改正する法律(平成)31年法律第6号)に伴う改正後相続税法23条の2は、平成31年4月1日から施行されているが、配偶者居住権等の評価について規定を設けている。

7 配偶者居住権の消滅事由

配偶者居住権は、死亡した場合のほか、存続期間が満了した場合にも消滅する (民1036条,597条1項)。

- 8 配偶者居住権と課税
 - (1) 配偶者居住権の放棄に伴う課税
 - (2) 配偶者が死亡した場合の課税関係
- 9 重要論点
 - (1) 存続期間満了前に配偶者居住権を放棄した配偶者の相続が開始した場合に おける居住建物の所有者の特別受益の有無

【設例】

配偶者が配偶者居住権の残存期間満了前に同居住権を放棄し、その後に死亡した場合、居住建物の所有者につき、配偶者居住権の残存期間分の価値について特別受益があるか。

(2) 存続期間満了後における配偶者の建物の無償居住に対する建物所有者による使用許諾と寄与分の関係

【設例】

配偶者が, 存続期間満了後においても居住建物に無償で住み続けた場合, 居住建物の 所有者による使用許諾は, 寄与分に当るか。

- 10 遺産分割の審判により配偶者居住権を取得する場合の特則
 - (1) 審判によって配偶者に配偶者居住権を取得させるための要件(民1029条)
 - (2) 視点
- 11 配偶者居住権を確保するための他の制度

配偶者居住権以外にも、配偶者の居住権を長期的に保護するための方策はある。

- (1) リバース・モーゲージ
- (2) 賃貸借契約等
- (3) 共有
- (4) 配偶者生存中における分割凍結
- 第4 配偶者短期居住権(配偶者の居住権を短期的に保護する制度)

(配偶者短期居住権)

第1037条 配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していた場合には、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める日までの間、その居住していた建物(以下この節において「居住建物」という。)の所有権を相続又は遺贈により取得した者(以下この節において「居住建物取得者」という。)に対し、居住建物について無償で使用する権利(居住建物の一部のみを無償

で使用していた場合にあっては、その部分について無償で使用する権利。以下この節において「配偶者短期居住権」という。)を有する。ただし、配偶者が、相続開始の時において居住建物に係る配偶者居住権を取得したとき、又は第891条の規定に該当し若しくは廃除によってその相続権を失ったときは、この限りでない。

- 一 居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合 遺産の 分割により居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から6箇月を経過する 日のいずれか遅い日
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 第3項の申入れの日から6箇月を経過する日
- 2 (略)
- 3 居住建物取得者は、第1項第1号に掲げる場合を除くほか、いつでも配偶者短期居 住権の消滅の申入れをすることができる。
- 1 審議の過程
- 2 制度創設の趣旨
- 3 意義
- 4 施行日

第5 持戻し免除の意思表示の推定

(特別受益者の相続分)

民法第903条 1~3 (略)

4 婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第1項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。

- 1 実務の運用
- 2 裁判例
- 3 改正の意義
- 4 施行日
- 第6 遺産分割前における預貯金の払戻し制度(家庭裁判所の判断を経ないで、 預貯金の払戻しを認める方策)

(遺産の分割前における預貯金債権の行使)

民法第909条の2 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の3分の1に第900条及び第901条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額(標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。)については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

民法第909条の2に規定する法務省令で定める額を定める省令(平成30年法務省令第29号)

民法第909条の2に規定する法務省令で定める額は、150万円とする。

- 1 審議過程
 - (1) 見直しの必要性
 - (2) 検討
- 2 改正前民法下における実務運用とその問題点
- 3 判例変更

- 4 改正の趣旨、制度の概要
- 5 施行日
- 6 内容
 - (1) 払戻し可能な金額

ア 払戻しができる範囲

イ 預貯金債権の単位

- (2) 金融機関ごとの上限
- 7 払戻しがされた場合の効果
- 8 金融機関への払戻請求の手続
- 第7 遺産分割前における預貯金の仮分割制度(家事法の保全処分の要件を緩和 する方策)

(遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分)

家事事件手続法第200条 1.2 (略)

- 3 前項に規定するもののほか、家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権(民法第466条の5第1項に規定する預貯金債権をいう。以下この項において同じ。)を当該申立てをした者又は相手方が行使する必要があると認めるときは、その申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部をその者に仮に取得させることができる。ただし、他の共同相続人の利益を害するときは、この限りでない。
- 4 (略)
 - 1 従前の実務

- 2 改正の趣旨、制度の概要
- 3 施行日
- 4 要件
 - (1) 本案係属要件
 - (2) 権利行使の必要性
 - (3) 他の共同相続人の利益を害しないこと

5 類型

申立ての目的に着目して,次の3類型に整理することができる。

(1) 類型 1

扶養を受けていた共同相続人等の生活費や施設入所費等の支払のために 必要である場合

(2) 類型 2

医療費等の被相続人の債務の支払のために必要である場合

(3) 類型3

葬儀費用や相続税等といった相続に伴う費用の支払のために必要である 場合

- 6 仮分割仮処分の効果
 - (1) 効果
 - (2) 本案の遺産分割に与える影響
 - (3) 債務者(金融機関)との関係

第8 一部分割(分割する財産の選択)

(遺産の分割の協議又は審判等)

民法第907条 共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、

いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができる。

- 2 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その全部又は一部の分割を家庭裁判所に請求することができる。ただし、遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合におけるその一部の分割については、この限りでない。
- 3 前項本文の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、期間を定めて、 遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができる。

1 序論

- (1) 審議過程
- (2) 改正法
- 2 内容

【設例】

被相続人Aの相続人は、妻W、子B・Cである。Aの遺産のうち、土地、建物、預金、株式は確定しているが、他に投資信託等もある可能性がある。しかし、Wは、当座の生活資金を確保するため、現時点では残余財産の分割を希望せず、預金を分割したい。

そこで、Wは、遺産分割の対象として預金に限定して遺産分割を申し立てたい。 Wの一部分割の申立ては許されるか。

3 一部分割の申立てを縮小させる申し出があった場合の処理

【設例】

遺産分割調停において,一部の共同相続人は一部分割を請求しているが,他の共同相続人は協議による分割を求め,あるいは,より小さい範囲の遺産の分割を求めている。

第9 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲(財産処分・使途不明金)

(遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲)

- 第906条の2 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、共同相続人の一人又は数人により同項の財産が処分され たときは、当該共同相続人については、同項の同意を得ることを要しない。

1 序論

- (1) 改正前民法下における実務運用
- (2) 問題点
- (3) 審議の過程
- (4) 改正法の趣旨

【実体法上の効果及び要件事実】

以下の要件を満たせば、みなし遺産として扱われることになる。

- ① 処分財産が、相続開始時の被相続人の遺産に属していたこと
- ② 処分財産を共同相続人の一人又は数人が処分したこと(処分要件)
- ③ 処分者以外の共同相続人全員による、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことの同意があること(同意要件)
- ★ 処分要件の争い(処分者の認定方法)
 - 1 遺産確認の訴えで審理(処分財産について民事訴訟とし、その余

の遺産を分割,又は取下げ)

- 2 遺産分割手続の中で審理する。
 - ★ 既判力なし。処分者の認定が覆る可能性
- (5) 施行日
- 2 使途不明金問題
 - (1) 意義
 - (2) 相続開始前の払戻しにおける実務

【設例】

被相続人Aの相続人は、B・C・Dの3名である。相続人Bが、被相続人の生前に無断で被相続人名義の預貯金を引き出していたことが判明した。Cは、Bに対し、不当利得に基づく返還請求訴訟又は不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起したい。法律構成をするに際し、留意すべき点は何か。

- 3 相続開始後の払戻しの実務
 - (1) 共同相続人全員の同意によって遺産分割の対象財産とすることを認める規 定(民906条の2第1項)

【設例】

被相続人Aの相続人は、子のBとCである。Aの死亡時には1000万円の預金があったが、相続開始後に600万円が引き出されていた。Cは、Bが600万円を引き出したと主張し、民法906条の2の規定によりBが処分した財産を遺産とみなすべきであると主張する。他方、Bにおいては、自分は引き出し行為はしていないと否認し、Cが引き出したと主張している。

本件において、引き出された600万円が遺産分割時に遺産として存在するものとみなすことについて、BとCの同意があると認めることができるか。

- (2) 処分を行った共同相続人の同意がなくとも、他の共同相続人の同意により 遺産分割の対象財産となる場合(民906条の2第2項)
 - ア意義

イ 規定の内容

4 処分者の認定

- (1) 相続人の一人(又は数人)が預貯金の払戻し(処分)を認めた場合
 - ア 従前の実務
 - イ 改正法

全員の共同相続人の同意があれば、民法906条の2第1項に基づき、被相続人の死後に払い戻された被相続人の預貯金を遺産の範囲に含めることができる。

(2) 預貯金の払戻しをしたのが誰かについて争いがある場合

ア 払戻しをした相続人の認定が容易な場合

【設例】

相続開始後に共同相続人によって預貯金を含む遺産が処分されたか否かが問題となる場合において,処分者の認定が容易な場合とはどのような事実が認められる場合か。

イ 処分者の認定が困難な場合等(共同相続人間で遺産に属する財産の処分 者について争いがある場合の実務)

【設例】

被相続人Aの相続人は、子のBとCである。Aの死亡時には1000万円の預金があったが、相続開始後に600万円が引き出されていた。

Cは、Bが600万円を引き出したと主張し、民法906条の2の規定によりBが処分した財産を遺産とみなすべきであると主張する。

他方, Bにおいては,自分は引き出し行為をしていないと否認し, BとCは激しく対立している。

調停をどのように進行させるべきか。

ウ 解決方法の選択

【設例】

死後に払い戻された預貯金が争点となる事案につき,遺産分割審判による解決方法と 民事訴訟(遺産確認訴訟)による解決方法には,どのようなメリット・デメリットがあるか。

【設例】

被相続人Aの相続人は、B・C・Dの3名である。相続人Cは、遺産分割手続において、Bが被相続人の死後に被相続人名義の預貯金の払い戻しを受けたと主張しているが、Bは否認している。死後に払い戻された預貯金の分割を求めるCに対し、今後の手続きにつき、どのように説明するべきか。

エ 死後に払い戻された預貯金の解決方法

遺産分割審判による解決方法,遺産確認訴訟,不法行為損害賠償請求・不当利得 返還請求訴訟)の各方法がある。どの方法によるかは,メリットとデメリットを考 慮して,当事者の選択に委ねることになる。

5 自己使用(自己のために使用した)の認定

- (1) 被相続人又は相続人全員の利益のために使用したと認定できる場合
- (2) 払い戻した預貯金を自己のために使用したことを認める場合
- (3) 自己のために使用したことを否認するが、自己のために使用したことの認

定が容易な場合

- (4) 自己のために使用したことを否認し、自己の取得分とすることを認めない意向を示す場合
 - ア問題点
 - イ 結論

【設例】

被相続人Aの相続人は、B・C・Dの3名である。相続人Bは、遺産分割手続において、被相続人の死後に被相続人名義の預貯金の払い戻しを受けたことを認めたが、払戻金の使途について説明を求めたが、Bは、その支出が被相続人Aとの間における委任契約に基づくものであると供述し、その裏付けとして、住居費、公租公課、医療費、介護費、葬儀費用、遺産管理費などの一部について領収書を提出するのみで、他の客観的な裏付け資料を提出しない。調停委員会は、手続をどのように進めていくべきか。

- 6 使途不明金問題のまとめ
 - (1) 相続開始前の払戻しにおける実務
 - (2) 相続開始後の払戻しにおける実務
 - (3) 調停の運営
 - (4) 改正法に基づく調停運営

【設例】

被相続人Aの相続人は、B・C・Dの3名である。Cが、相続開始後、被相続人A名義の預貯金口座の取引履歴をとったところ、Aが死亡する1年前の同人名義の預貯金額は、3,000万円であったが、死亡時には2,000万円、分割時には1,000万円となっていることが判明した。A名義の通帳は、以前からBが管理していたことから、同人が金員を引き出している蓋然性が高い。

Cは,遺産分割調停において,3,000万円を遺産とするべきであると主張するが,B はお金を引き出したことを否認する。

遺産分割の対象となる預金の範囲はどうなるか。

第10 特別寄与料(相続人以外の親族の貢献を考慮するための方策)

〔特別の寄与〕

- 民法第1050条 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより 被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族(相続 人,相続の放棄をした者及び第891条の規定に該当し又は廃除によってその相続権を 失った者を除く。以下この条において「特別寄与者」という。)は、相続の開始 後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭(以下この条において「特 別寄与料」という。)の支払を請求することができる。
- 2 前項の規定による特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6箇月を経過したとき、又は相続開始の時から1年を経過したときは、この限りでない。
- 3 前項本文の場合には、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める。
- 4 特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の 価額を控除した残額を超えることができない。
- 5 相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に第900条から第902条までの規定により算定した当該相続人の相続分を乗じた額を負担する。

1 序論

- (1) 審議の過程
- (2) 問題の背景
- (3) 実務
- (4) 相続人以外の者の貢献を考慮するための法的手段の検討
- (5) 制度創設の意義
- 2 特別寄与料における「特別の寄与」の意義

特別寄与料における「特別の寄与」とは、貢献の程度が一定程度を超えることを 意味し、「その者の貢献に報いるのが相当と認められる程度の顕著な貢献があった こと」を意味するものと解すべきである。

3 相続分に応じた負担

【設例】

- 1 相続分が指定されている場合における各相続人の特別寄与料の支払義務の負担割合はどうなるか。
- 2 相続財産のすべてを相続人に遺贈した場合の特別寄与料の支払義務の負担割合はどうなるか。

4 審理方法

(1) 申立て段階

ア管轄

特別寄与料に関する処分の事件の管轄は、相手方である相続人の住所地を管轄する家庭裁判所であるが、寄与分を定める処分の調停事件と異なり、遺産分割調停事件が係属している裁判所の管轄に属することにはならないので、遺産分割の調停事件と特別寄与料に関する処分事件の管轄裁判所が同一であるとは限らない。

イ 審理方法

【設例】

相続財産の範囲について争いがある場合,相続財産の範囲の確認訴訟を提起する必要があるか。

5 相続人以外の者がした貢献を、相続人の寄与分において考慮する従前の運用 との関係

【問題点】

相続人以外の者がした貢献(相続人である夫の妻が,被相続人の療養看護等をした場合)について,従前は,相続人の履行補助者による寄与と評価して相続人自身の寄与に含めて評価する余地があるとされていたが,今般,特別の寄与の制度が新設されたことにより,履行補助者による寄与の構成はとれないことになるのか。

- 6 相続分に変動があった場合の特別寄与料の支払義務
 - (1) 相続放棄
 - (2) 相続分の放棄
 - (3) 相続分の譲渡
- 7 特別寄与者に対する課税
 - (1) 結論
 - (2) 理由
 - (3) 理論構成
 - (4) 計算方法
- 8 特別寄与料を支払った者の課税
 - (1) 結論
 - (2) 理由
 - (3) 特別寄与料を支払うべき相続人の課税価格

(4) 申告期限までに支払いが確定しなかった場合

第11 遺産分割方法の検討(その1)

- 1 確認事項
 - (1) 分割方法の順位
 - (2) 任意売却のメリット
 - (3) 調停における注意点
 - (4) 競売権限の付与
 - (5) 換価代金
 - (6) 遺産共有持分の競売
 - (7) 共有取得後の売却
- 2 設例検討

【設例1】

(前提事実)

- 1 被相続人の相続人は,妻T子(大正10年1月3日生,93歳),長男M (63 歳)及び二男H (54歳)の3名である。
- 2 遺産としては、宅地上の4階建ての建物一棟(本件建物)等があるが、本件建物は、被相続人の持分が3分の2、長男Mの持分が3分の1である。本件建物の3階及び4階に長男M夫婦が居住し、2階にはT子及び二男Hが居住している。

なお,1階は駐車スペースとして賃貸している。本件建物の固定資産税評価額は277万9296円である。

本件建物の2階から4階部分は,外部との出入口が2階玄関のみであり,居宅部分内部において隔壁が設けられていることから,1個の住居としての体をなしており,同居する親族であれば別として,複数世帯が共同で使用することができない構造になっている。

Mは、将来にわたって居住することを前提として3階建ての本件建物を建築した

が、建築費用2100万円のうち700万円を負担し、昭和52年に建築して以降、居住を継続している。

そして、Mは、平成10年には大規模なリホームを行って本件建物を4階建てに増築したが、その際、約2100万円の工事費用を負担している。

- 3 Hは、就職して以降は、各地を転々とし本件建物を生活の本拠としていなかったが、平成16年ころから物忘れが目立ち始めたT子の身の回りの世話をするため、平成20年ころから、T子が居住していた本件建物の2階に住むようになり、デイサービスなどを利用しながらT子の身の回りの一切を世話し、現在に至っている。Hの介護内容は、T子の生活の質を維持させるものであり、何ら問題はない。
- 4 T子は, 平成25年2月25日, 後見開始の審判を受け, U弁護士が後見人に選任された。
- 5 Mは、本件建物につき固有の持分を有していること、増築費用を負担していること、本件建物を生活の本拠としていること、M夫婦は本件建物を建築した当初から T子と同居していたが、Hが、その後、勝手に実家に戻り、T子の世話をしている という経過があることから、T子とMが本件建物を共有取得し、Hに対し代償金を 支払うことでHに本件建物から退去してもらい、同居状態を解消することを求めて いる。そして、Mは、会社を早期退職しており、T子の介護に対応する準備ができ ている状況にある。

他方, Hは, T子の介護を続けたいので,本件建物を法定相続分で共有し,継続して居住したい旨希望している。

6 T子の後見人U弁護士は、Hが行っているT子に対する現在の介護環境に変更を加えることは望ましくない旨の意見を述べている。

(設問)

- 1(1) 本件の分割方法としてどのようなものが考えられるか。
 - (2) 各分割方法にはどのような問題があるか。

2 T子の後見人U弁護士は、本件につき、どのような解決案を提示するのが相当か。

【設例2】

(事実関係)

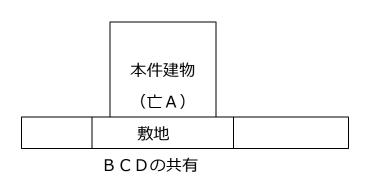
被相続人Aの相続人は、長男B、二男C及び長女Dであり、遺産は、本件建物とその敷地、同敷地に隣接する土地2筆である。敷地及び隣接する土地(以下「本件各土地」という。)については、遺産分割協議により、B及びCが持分各8分の1、Dが8分の6で共有取得することになった。

残余財産である本件建物の遺産分割調停において,長男Bは10年以上にわたり本件建物を管理していること,共有取得とするとかえって売却の際に紛争を生じさせかねないことから,Bの単独取得とすべきであると主張した。

他方, C及びDは, 本件各土地と同様に共有分割とすることを望み, 時機をみて本件 各土地及び本件建物を一括で売却するものとしている。

(設問)

Bの単独取得の主張は相当か。



【設例3】

(事例)

被相続人は、平成27年6月16日に死亡し、相続が開始した。相続人は、兄弟姉妹である申立人A(二男)、相手方B(三女)、同C(四女)及び同D(三男)の4名であり、相続分は各4分の1である。

I区所在の4筆の土地(以下「本件不動産」という。)が遺産であるが、本件不動産については、被相続人の共有持分は30分の11であり、A、B及びDは各30分の5、Cは30分の4の固有持分を有している。また、本件不動産の奥行きは、広大である一方で接道面は限られているため、本件不動産を現物分割するには、同土地内に私道を設ける必要がある。そして、本件不動産は、約20筆の隣地と接しており、前記隣地の所有者には相手方C及び第三者がいるところ、現在まで測量は行われておらず、また、隣地所有者との筆界手続きも協議未了である。

本件においては、どのような遺産分割方法を選択するべきか。

- 3回目(2/17の予定・遺言・遺留分に関する法改正)
 - 第1 実務上の留意点
 - 第2 改正の概要
 - 第3 遺言
 - 第4 特定財産承継遺言
 - 第5 相続分の指定
 - 第6 遺産分割方法の指定
 - 第7 遺留分
 - 第8 遺産分割方法の検討(その2)
 - 第9 改正相続法を踏まえた事例研究

以上